

鯨類捕獲調査に関する検討委員会 中間取りまとめ

I はじめに

1 検討委員会の趣旨

我が国は、①鯨類資源は重要な食料資源であり、他の生物資源と同様、最良の科学的事実に基づいて、持続的に利用されるべきである、②食習慣・食文化はそれぞれの地域におかれた環境により歴史的に形成されてきたものであり、相互尊重の精神が必要であるとの基本認識のもと、商業捕鯨の再開を目指している。

このため、商業捕鯨の再開に必要な鯨類資源に関する科学的知見を収集することを目的として鯨類捕獲調査を実施しているが、近年、南極海鯨類捕獲調査については、反捕鯨団体の妨害活動により計画どおりの調査を実施できていない状況にある。

このことを踏まえ、鯨類捕獲調査を安定的に実施するため、幅広い意見を聴く検討委員会を開催することとした。

2 検討の経過

本検討会では、鯨類捕獲調査に関し、委員以外の有識者等から意見を聴取するとともに、様々な観点から議論を行った。

検討経過は以下に示すとおりである。

4月22日 第1回 ○検討委員会の開催趣旨について
○鯨類捕獲調査について

5月17日 第2回 ○鯨類捕獲調査の現状について
○意見聴取（調査実施主体）（非公開）
（財）日本鯨類研究所理事長 藤瀬良弘氏
共同船舶(株)代表取締役社長 山村和夫氏

6月1日 第3回 ○意見聴取（IWC交渉、科学的意義、反捕鯨
NGOsの妨害行為と安全対策）

元IWCコミッショナー 米澤邦男氏

横浜国立大学教授 松田裕之氏

全日本海員組合水産局長 高橋健二氏

○第2回検討会における意見聴取のフォロー
アップ（非公開）

（財）日本鯨類研究所理事長 藤瀬良弘氏

共同船舶(株)代表取締役社長 山村和夫氏

6月20日 第4回 ○意見聴取（小型捕鯨、反捕鯨NGOsの妨害、
鯨食文化、環境等）

小型捕鯨協会会長 下道吉一氏

太地町町長 三軒一高氏

（株）日野商店会長 日野浩二氏

WWFジャパン自然保護室長 岡安直比氏

東海大学海洋学部専任講師 大久保彩子氏

○取りまとめに向けた論点整理

7月26日 第5回 ○中間取りまとめ

II 鯨類捕獲調査の現状等

1 経緯

1982年の国際捕鯨委員会年次総会において、鯨類の生物学的情報（資源量、死亡率等）が不足しているとの理由から、1985年からの商業捕鯨モラトリアムの実施が決定された。

日本は当初、科学的根拠に欠けているとの理由で同決定に異議申立てを行い、資源的に持続的な利用が可能な種について商業捕鯨を継続していたが、その後の日米協議により、異議申立てを取り下げ、1987年度をもって商業捕鯨から撤退した。

商業捕鯨モラトリアムの決定には、1990年までに鯨類資源について包括的な資源評価を実施し、商業捕鯨モラトリアムを見直すという条件が付されていた。このことを受けて、日本は商業捕鯨モラトリアムを解除するために必要な生物学的情報の収集等を目的として、国際捕鯨取締条約第8条に基づき、1987/88年から南極海で、1994年から北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施している。

2 目的

鯨類捕獲調査は、商業捕鯨モラトリアムを解除するために必要な以下の科学的知見を得ることを目的としている。

- ① 主要な鯨類資源ごとの以下の生物学的情報
 - 繁殖集団（系群）の分布構造
 - 資源の増減傾向
 - 資源の構成（性別及び年齢構成など）
 - 生息水域の環境変動が鯨類に及ぼす影響
- ② 鯨類の捕食に関する情報

これらの情報は、年齢形質（耳垢栓、歯）、生殖腺、胃内容物、血液及び筋肉・皮下脂肪等の採集、体長や体重等の測定、寄生生物や疾患の観察など、目視等の非致命的な調査だけでは十分な情

報が得られず、鯨を捕獲しなければ得られないものがほとんどである。

なお、捕獲頭数については、IWC科学委員会での議論等で求められるレベルの信頼性・精度でこれらの情報を得るため、統計学的手法を用いて設定されている。

3 実施体制

調査の実施体制は参考資料2に示すとおりである。

4 内容・成果

(1) 年間捕獲頭数(計画)*

○第一期南極海鯨類捕獲調査(1987/88年～2004/05年)

クロミンククジラ 440頭

○第二期南極海鯨類捕獲調査(2005/06年～)

クロミンククジラ 850頭±10%

ナガスクジラ 50頭(ただし当初2年間は10頭のみ)

ザトウクジラ 50頭(ただしIWC正常化プロセスの進行中は捕獲を延期)

○第一期北西太平洋鯨類捕獲調査(1994年～1999年)

ミンククジラ 100頭

○第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(2000年～)

ミンククジラ 220頭(沖合100頭、沿岸60頭×年2回)

ニタリクジラ 50頭

イワシクジラ 100頭

マッコウクジラ 10頭

*年間捕獲頭数(計画)は、何れも最新年または最終年のものである。

(2) 主な成果

これまでの調査により、南極海においては、クロミンククジラの年齢構成、自然死亡率、性成熟年齢や皮脂厚の変化、系群構造等が明らかになってきている。この結果、クロミンククジラ資源

は若齢個体が多く健全な状態にあることや、ナガスクジラ、ザトウクジラ等の資源量が増加しているなど、南極海の生態系に変化が起こっていることが確認された。

また、北西太平洋においても、ミンククジラの系群構造や各鯨種の摂餌生態等が明らかになってきている。

第一期南極海鯨類捕獲調査の成果については、IWC科学委員会により、1997年と2006年にレビューが行われ、クロミンククジラ資源の管理の改善に貢献するものとして評価されている。

5 反捕鯨NGOsの妨害活動

これまで、反捕鯨NGOsであるグリーンピース及びシー・シェパード（以下「SS」）が、南極海で活動をする我が国の調査船団に対して妨害行為を行ってきている。

2005/06年以降は毎年、SSが妨害行為を行っており、当該行為は、年々巧妙化・執拗化し、我が国調査船舶及び乗組員の生命・財産が危険にさらされている。

これに対して、日本は、SSの妨害船の旗国であるオランダに対し、旗国としての責任を果たすことを要請するなど、関係国政府が適切な措置をとるよう二国間での申し入れを行うとともに、IWC等多国間の場においてもSSによる妨害行為について関係国が危険防止のために実効的な措置を講じるよう要請している。

また、過去の妨害行為のうち違法行為として立件できたものについては、司法当局から逮捕状が出され、国際刑事警察機構（ICPO）を通じて国際指名手配が行われており、2010年に発生した我が国調査船への乗り込み事案については、当該実行犯が東京地裁において艦船侵入罪等により有罪判決を受けている。

前回の南極海調査(2010/11年)においてSSは、オランダ船籍ステューブ・アーウィン号(以下「SI号」)、オランダ船籍ボブ・バーカー号(以下「BB号」)及びオーストラリア船籍ゴジラ号の計3隻で妨害を行った。

具体的には、酪酸入りのビンの投込み、調査船のスクリーンを狙ったロープの海中への投入、失明の恐れもあるレーザーの照射に加え、激しく発火する信号弾の投込みなどの危険な妨害活動が繰り返し行われた。

さらに、母船である日新丸がBB号の追航を受け続け、SI号もいつ現場に到着してもおかしくない状況となったため、乗組員の生命・財産及び調査船の安全を確保する観点から、調査を切り上げざるを得ない事態となった。

Ⅲ 鯨類捕獲調査の方向性の検討

検討会における議論を通じて、鯨類は科学的根拠に基づいて持続的に利用可能な食料資源であること、また、我が国の鯨類捕獲調査が、国際捕鯨取締条約第8条に基づく科学的調査であって、国際法上認められた正当な権利であるということについては基本的に異論はなかった。

また、南極海の鯨類捕獲調査を安定的に実施するためには、安全性の確保が不可欠であるとの認識に相違はなかった。

しかしながら、主要な論点について、以下のとおり意見が大きく分かれた。

1 反捕鯨NGOsの妨害を踏まえた南極海調査の安全確保について

反捕鯨NGOsの不法な暴力に屈して南極海の鯨類捕獲調査を止めることはあってはならず、国民の生命と財産を守るために、海上保安庁の巡視船の派遣を含めて、調査継続のための安全対策を講じることが重要であるとの意見があった。

他方、安全の確保が必要であることは当然であるが、海上保安庁の巡視船を派遣することには反対であり、巡視船の派遣は公海上での実力行動に発展する可能性があるだけに、国際社会での理解を得られなければ、日本の国際的な評価を危うくする恐れがあることから、巡視船を派遣した場合の効果と国際世論の反応等を十分考慮した上で、国家戦略として慎重な検討が必要であるとの意見があった。

これに対して、反捕鯨NGOsに攻撃されて易々と南極海から退けば、ますます彼らを増長させることとなり、南極海の次は北太平洋に、鯨の次はマグロに波及することになるので、どこかで歯止めをかける必要がある。仮に、国として直接対抗手段を講じることが難しいのであれば、一つの方法として、第三者的な警備組織を導入することも検討してはどうかとの意見があった。

また、鯨類捕獲調査の実施や反捕鯨NGOsによる妨害行為に関して、引き続きIWC等の場や外交ルートを通じて国際的な理解が得られるよう最大限努力すべきであり、それなしに日本が巡視船まで派遣して調査を実施することは、国際的な信頼を失いかねないとの意見もあった。

これに対して、日本はこれまでも反捕鯨NGOsの妨害活動をIWC等の場で取り上げており、その場ではどの国も反捕鯨NGOsの暴力行為を非難し、関係国がこうした行為を防止、抑制するための適切な措置を講ずるよう求める決議がなされているにもかかわらず、旗国であるオランダやオーストラリアも寄港国であるニュー・ジーランドも何らそれを是正する実効的な措置をとらないということが問題であるとの指摘があった。

また、反捕鯨NGOsの妨害対策として、我が国の正当性を国際的に訴えるという意味も含めて、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（SUA条約）の積極的適用について検討すべきであるとの意見があった。

さらに、我が国の鯨類捕獲調査が合法的なものであり、それが反捕鯨NGOsの不法な妨害行為によって妨げられていることを、引き続きあらゆる機会を通じて国内外の世論に対しPRしていくことが重要であるとの意見があった。

一方、こちらがPRすればPR合戦となって、逆に反捕鯨勢力のPRに利用されてしまう可能性が高いとの意見もあった。

また、国連海洋法条約における「海賊行為」の定義は、本来、我が国の海賊対処法上の「海賊行為」の解釈より広く、反捕鯨NGOsの妨害行為は国際法上の「海賊行為」として違法性を問えるのではないかとの指摘があった。

これに対して、国際法は、海賊を、国際社会共通の敵として想定しており、条文の定義だけからSSを海賊だと主張しても国際的な理解は得られないのではないかとの意見があった。

2 調査の継続について

科学的に根拠のない不当な商業捕鯨モラトリアムに対抗して、商業捕鯨再開に必要な科学的データを得るために鯨類捕獲調査が開始されたという歴史的経緯等を踏まえ、SSの不法かつ悪質な妨害行為に屈することなく、正当な鯨類捕獲調査を毅然として継続すべきであるとの意見があった。

他方、鯨類捕獲調査が正当なものであっても、商業捕鯨の代替行為になっているように見られてしまうことが国際的批判につながっており、国際的な理解が得られないのであれば、段階的に縮小または中止すべきであるとの意見が出された。

また、毎年多数の鯨を捕獲することの科学的説明が不十分であり、むしろ捕獲調査は必要最小限にとどめ、目視等の非致命的な調査に切り替えられる部分は切り替えていくべきではないかとの意見があった。

さらに、鯨類捕獲調査の目的の一つである鯨類の捕食に関して、鯨類の捕食によって魚類資源の減少を招くといった仮説については、生態学研究者からも疑問が呈されていることに留意すべきであり、鯨類捕獲調査の必要性を訴える目的には資するものとなっていないとの意見があった。

伝統的に鯨を貴重な食料として利用してきた我が国と鯨を食べる文化や歴史を持たない反捕鯨国とは、鯨に対する根本的な考え方の相違があり、反捕鯨国の意見をもって国際的に認知された意見とみなすことは適当ではなく、それを理由に鯨類捕獲調査の是非を議論すべきではないとの意見があった。

また、将来の食料供給源としての南極海生態系の重要性に鑑み、鯨類捕獲調査によって鯨類の資源や生態に関する多くの科学的成果が得られ、IWCの科学委員会や学術誌等に多数の論文や貴重な科学データを提出していることから、その学術的な意義を高く評価すべきであるとの意見があった。

一方、これまでの科学的成果は評価するが、既に南極海におい

てはクロミンククジラの豊富な資源があることが明らかとなり、商業捕鯨再開に必要な改訂管理方式も完成しているのであれば、IWCにおける商業捕鯨再開に向けた合意形成に努力すべきであり、これ以上南極海で鯨類捕獲調査を続ける必要はないのではないかとの意見があった。

これに対して、IWCにおいては、我が国の商業捕鯨再開に向けた合意形成の努力にもかかわらず、反捕鯨国が科学的な議論を拒否していることによって、長期間にわたって膠着状態に陥っている。こうした現状を認識した上で、鯨類捕獲調査の意義を考える必要があるとの意見があった。

3 調査の仕組みと財源について

近年のSSの妨害行為による捕獲頭数の減少、調査コストを基に設定される販売価格と市場ニーズとの乖離等による販売不振から、調査副産物である鯨肉の販売収益をもって調査経費に充てるという現行の仕組みが成り立たなくなっているとの意見があった。

さらに、国の施策として鯨類捕獲調査を継続するのであれば、副産物の販売収入で調査経費を賄う現行の仕組みを見直し、国の予算で安定的に実施すべきであるとの意見があった。

これに対して、国内の鯨肉在庫は増加しており、鯨肉の需要を考えると、沿岸の捕鯨だけで十分ではないか。高いコストをかけて危険を冒してまで、これ以上南極海の鯨類捕獲調査を継続する必要はないとの意見があった。

なお、(財)日本鯨類研究所が共同船舶(株)に副産物の販売を委託し、期末の売れ残りは全て共同船舶(株)が買い取って販売する現行の体制について、鯨類捕獲調査の収支が分かりにくくなっているとの指摘があり、調査の仕組みの透明性を確保する観点から、共同船舶(株)は用船業務に特化し、副産物の販売は別の主体に分離することが望ましいのではないかとの意見があった。

また、もっと鯨肉の栄養面の有効性や料理法を広くPRするなど、鯨肉の流通・消費を広域化・活性化することも重要な課題であるとの意見があった。

4 その他

反捕鯨NGOsの妨害行為によって前回の南極海の調査を途中で切上げたことにより、捕獲頭数が計画を大幅に下回ったため、(財)日本鯨類研究所及び共同船舶(株)は大きな経済的損失を被っており、当面の経営対策として損失に対する国の財政的措置が早急に必要であるとの意見があった。

また、我が国の小型捕鯨業は存続の危機に瀕しており、南極海の鯨類捕獲調査を継続するよりも、捕鯨の伝統と食文化に根ざした沿岸での捕鯨存続に重点を移し、小型捕鯨業によるミンククジラの商業的捕獲を再開することが重要ではないかとの意見があった。

IV まとめ

本中間取りまとは、鯨類捕獲調査を安定的に実施するために幅広く意見を聞くことを目的として、5回にわたり開催した鯨類捕獲調査に関する検討委員会の議論を取りまとめたものである。

検討委員会では、我が国の鯨類捕獲調査に関して様々な意見が出されたが、大きくは「毅然とした態度で継続すべき」との意見であり、少数の「国際的批判や費用対効果に鑑み縮小・中止すべき」との意見も出された。

ただし、何れの意見も、調査船及び乗組員の生命・財産を危険にさらすことを是とするものではなく、鯨類捕獲調査を実施するためには、安全性の確保が不可欠であり、大前提であるという基本的な認識に相違はなかった。

本中間取りまとめを踏まえつつ、今後の鯨類捕獲調査の方針が決定されることを期待する。

(参考資料 1)

鯨類捕獲調査に関する検討委員会名簿

【座長】

つつい のぶたか
筒井 信隆 農林水産副大臣

【委員】

あきみち ともや
秋道 智彌 総合地球環境学研究所 教授

あなん ひさ
阿南 久 全国消費者団体連絡会 事務局長

さくらもと かずみ
櫻本 和美 東京海洋大学 教授

たかなり た とおる
高成田 享 仙台大学 教授

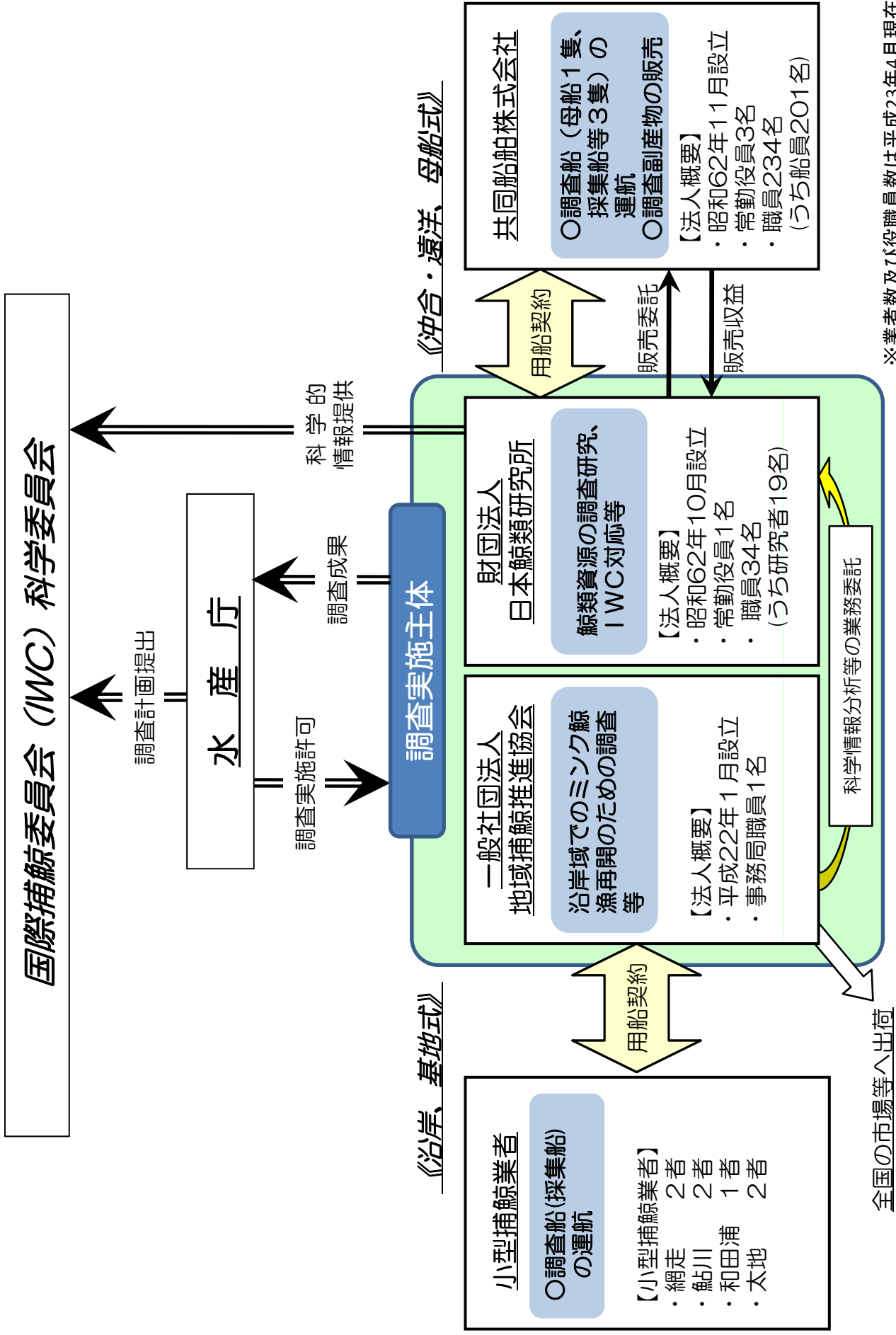
たにかわ なおや
谷川 尚哉 中央学院大学法学部 准教授

のむら いちろう
野村 一郎 前FAO水産局 局長

はやし もりたか
林 司宣 早稲田大学 名誉教授

(五十音順、敬称略)

鯨類捕獲調査の実施体制



※業者数及び役職員数は平成23年4月現在